

## 議案第76号

### 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成18年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8月12日」を「8月13日」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）

第6条第2項中「前項第2号」を「同項第2号」に改め、「午前7時と」の次に「、同項第1号又は第2号に規定する終了時刻を午後7時15分と」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年8月29日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
76号	1

## 提案理由（議案第76号）

提案の理由を申し上げます。

第3期目の守谷市放課後子どもプラン運営業務（令和2年度から令和6年度）を委託するに当たり、児童クラブ利用者の要望や利用状況を考慮し、開所しない日の変更及び保育時間の終了時刻延長をするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
76号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(開所日及び閉所日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については、児童クラブは、開所しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>8月13日から8月16日まで</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育時間の延長を希望する者がいる場合で市長が必要と認めるときは、<u>同項第2号に規定する開始時刻を午前7時と、同項第1号又は第2号に規定する終了時刻を午後7時15分とする</u>ことができる。</p>	<p>(開所日及び閉所日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については、児童クラブは、開所しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>8月12日から8月16日まで</u></p> <p>(3) <u>12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育時間の延長を希望する者がいる場合で市長が必要と認めるときは、<u>前項第2号に規定する開始時刻を午前7時と</u>  <u>する</u>ことができる。</p>

76号	議案
3	頁数